

熊本県公報

号外 第 26 号
平成 16 年 4 月 11 日 (日)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程を廃止する訓令…………… (行政経営課) 1

訓 令

熊本県訓令第 20 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成 16 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程を廃止する訓令
熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程(平成 15 年熊本県訓令第 36 号)は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成 16 年 4 月 12 日から施行する。

